

目 次

I 小田原市の概要

1. 位置・地勢	1
2. 人口と世帯数	1
3. 都市計画区域・用途地域	1
4. 環境行政機構	2
5. 環境保護課事務分掌	3

II 大 気 汚 染

1. 概況	4
2. 環境基準と評価方法	4
3. 二酸化硫黄	8
4. 窒素酸化物	9
5. 浮遊粒子状物質・微小粒子状物質	16
6. 光化学オキシダント	17
7. 酸性雨	19

III 水 質 汚 濁

1. 概況	21
2. 環境基準等	21
3. 工場・事業場に対する排水規制	26
4. 水質に係る各種調査	28
5. 各河川のBOD年平均値に見る水質の状況	30
6. 公共用水域水質調査結果	34
7. 生活排水対策	62

IV 地 下 水

1. 小田原市豊かな地下水を守る条例	64
2. 地下水調査結果	70

V ダイオキシン類

1. 概況	74
2. 大気環境調査結果	75
3. 水質環境調査結果	75

VI 騒 音 ・ 振 動

1. 概況	76
2. 環境基準等	76
3. 工場・事業場に対する規制	79
4. 自動車騒音調査結果	80
5. 環境騒音・振動調査結果	84
6. 新幹線鉄道騒音・振動調査結果	85

VII 放 射 能	
1. 概況	8 6
VIII 悪 臭	
1. 概況	8 8
2. 悪臭防止法による規制基準	8 9
3. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制	8 9
IX 土 壌 汚 染	
1. 概況	9 0
2. 市内の状況	9 0
X 公害関係申請・届出	
1. 事前規制について	9 2
2. 大気汚染防止法	9 2
3. 水質汚濁防止法	9 3
4. 土壤汚染対策法	9 3
5. 騒音規制法	9 4
6. 振動規制法	9 5
7. ダイオキシン類対策特別措置法	9 6
8. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	9 7
9. 小田原市豊かな地下水を守る条例	9 8
10. 水道法等	9 8
XI 公 害 苦 情	
1. 公害苦情	9 9
XII 環境用語説明	
	1 0 2

※平成 10 年 4 月から「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が施行されたのを受けて、従来の「神奈川県公害防止条例」は廃止されました。
 文中の「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」は、平成 10 年 3 月以前の事柄については「神奈川県公害防止条例」に読み替えます。